

## 4 スポーツ環境の整備

### 目標 県民のスポーツに親しむ機会の選択の幅を広げる

- ※ 本計画において、スポーツを取り巻くスポーツ環境を、
- ・指導者やジュニア選手の育成などの人づくり
  - ・練習条件の整備や施設・設備、用具など施設等の再整備
  - ・スポーツ関係団体との連携・協働や情報の収集・提供等のシステムづくり
- の人づくり・ハード面・ソフト面の視点から捉え、スポーツ環境の整備を目指します。

#### (1) 人づくりの推進

##### ○スポーツ指導者の養成・資質の向上

##### ① 現状と課題

健康の保持増進への意識が高まる中、県民の多くがスポーツに親しむ機会が多くなるにつれ、その内容、目的やニーズが多様化・高度化しており、スポーツやレクリエーションに関する指導者の確保、養成や質の向上が重要になってきております。

こうした中、子どもから高齢者、初心者からトップレベルの競技者等、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術や技能レベルなどに応じて活動でき、併せてスポーツ指導者の指導上の過失やけが、事故への対応、心肺停止等の突発的な事故に備えた連絡システムの確認などスポーツ指導者としての危機管理等も求められています。

これまで県においては、地域のスポーツ指導者養成を目的とした社会体育公認指導員・スポーツリーダー・クラブマネジャー養成講習会を、県総合スポーツセンターを中心に開催し、また、各競技団体でも、これまで種目別に専門的な知識や技能を習得するため講習会を実施し指導者の育成に努めてまいりました。

しかし、地域スポーツ指導者の高齢化や中・高生への指導など専門的に指導できる指導者不足並びに指導者となり得る人材を有しながら、十分活用されていないという現状も聞かれることから、指導者の発掘や育成と併せて、効果的に活用するため、指導者研修会の情報の発信や指導者バンクに関する情報伝達及び活用方法の仕組み等の整備を図ることが必要だと考えています。

##### ② 取組の方向性

- ア スポーツ指導者養成の新たなシステムの構築
- イ スポーツ指導者の有効な活用方法の検討
- ウ スポーツ指導者研修会の開催等による指導者の資質の向上

##### ③ 具体的な取組

- ア スポーツ指導者養成の新たなシステムの構築
  - ・ 県で養成してきた「社会体育公認指導員」や「スポーツリーダー」講習会の実施時期、実施方法、講座内容、募集方法など実施要項の見直しや、県民への

周知方法等も含め検討します。

- ・ 地域スポーツの指導者を含む様々なニーズを把握するとともに、今後のスポーツ指導者の在り方を検討するなど、これからのスポーツ指導者養成の新たなシステムの構築を目指します。
- ・ 県が独自に行う指導者養成システムと公益財団法人日本体育協会の指導者資格制度の在り方を検討するとともに県体育協会とも連携・調整を図り、地域スポーツ指導者養成について検討します。

イ スポーツ指導者の有効な活用方法の検討

- ・ 地域スポーツの指導者を含む様々なニーズを把握・分析し、それぞれのニーズに応じた地域スポーツ指導者の活用促進に努めます。
- ・ スポーツ指導者の活用について、地域・学校・職場・総合型地域スポーツクラブ等から県のホームページへのアクセスや、県からの情報発信の仕方などを検討するとともに、市町村や関係機関と連携し、指導者を有効に活用できるように取り組みます。

ウ スポーツ指導者研修会の開催等による指導者の資質の向上

- ・ 子どもから高齢者、初心者からトップレベルの競技者等、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて、いつでも活動できるようにするため、これまで県が育成した指導者を含め地域スポーツ指導者の育成や資質の向上を目指します。
- ・ スポーツにおけるけがや事故防止に併せて、指導上の過失やけが、事故への対応、心肺停止等の突発的な事故に備えたAEDの配備と操作の仕方、連絡システムの確認など、スポーツ指導者としての危機管理能力を育成するとともに、安全に対する意識の啓発や事故発生時の迅速な対応のための講習会等を開催し、地域スポーツ指導者の資質の向上を図っていきます。
- ・ 資質の向上に際しては、県内外の優れた講師の招聘や、大学、消防局等の関係機関と連携・協力し、指導者の養成及び地域指導者育成の充実を図ります。
- ・ 年齢や体力に関係なく、いつでも、気軽に取り組み、楽しむことのできるニュースポーツを各地域や総合型地域スポーツクラブ等に普及するため、千葉県スポーツ推進委員連合会<sup>19)</sup>や千葉県レクリエーション協会と連携し、「ニュースポーツ体験講座」等を実施し、ニュースポーツの普及に努めます。

## ○表彰制度の活用

### ① 現状と課題

スポーツの推進に尽力された方々に対する表彰制度は、敬意と感謝の意を表し、その功績を永く讃えるだけでなく、スポーツの文化的価値を高め、更なる精進を啓発する上でも重要です。

現在、本県におけるスポーツ分野での表彰については、県民栄誉賞をはじめ、知事表彰、教育奨励賞顕彰、体育功労者等顕彰（教育長顕彰）等があります。

また、国体や全国大会等で功績の顕著な個人や団体、世界大会等での功績が顕著であった個人・団体には優秀スポーツ選手として表彰し、その意義は誠に大きいものであります。

一方で、文部科学大臣表彰の推薦にあたり、生涯スポーツの普及・発展に貢献したスポーツ関係者並びに団体に対する表彰制度の在り方や周知など、表彰制度のさらなる効果を高めるための検討も必要です。

全県規模の各種スポーツ大会において優秀な成績を収めた選手を表彰し、県民のスポーツをするモチベーションの向上を図ることも検討課題のひとつです。

### ② 取組の方向性

ア 表彰制度の有効活用

イ 地方体育振興功労者・社会体育優良団体の対象及び推薦基準の明確化

ウ 県内選手の競技力の向上を図り、表彰者、表彰団体の拡大

### ③ 具体的な取組

ア 表彰制度の有効活用

- ・ 県民に要項や受賞者を紹介するなど表彰制度を幅広く知ってもらう  
(ホームページの活用)

- ・ 競技力向上による、トップアスリートの活躍

- ・ 推薦母体への顕彰要項の周知

イ 地方体育振興功労者・社会体育優良団体の対象及び推薦基準の明確化

- ・ 地域又は職域のスポーツの普及・推進の援助

- ・ 地域スポーツにおける組織的・計画的な支援

- ・ 地域スポーツクラブ及びスポーツクラブ以外の団体の活動の継続的アドバイス

(市町村教育委員会)

ウ 県内選手の競技力の向上を図り、表彰者、表彰団体の拡大

- ・ スポーツ関連団体との連携・協働・選手の育成

- ・ 地域におけるスポーツ情報の収集と優秀選手の発掘

- ・ 優秀スポーツ選手の能力の積極的活用（トップアスリート）



千葉県知事賞授与式の様相



平成 23 年度千葉県県民栄誉賞授与式の様相

## (2) 施設の再整備と有効活用

### ○千葉県総合スポーツセンターの再整備

#### ① 現状と課題

県総合スポーツセンターは、県立都市公園の中に設置され県民の体育・スポーツの推進を目的として建設された施設で、スポーツ科学センターを除くほとんどの施設は、昭和48年の「若潮国体」開催に向けて建設されました。

また、県総合スポーツセンターは、本県における国際大会や全国的レベルの大会等を開催する中核的スポーツ施設として位置づけられています。

その中で、陸上競技場については、平成17年の「千葉きらめき総体」開催に向け、耐震補強及び大規模改修を平成16年度に実施しました。

また、平成22年度には、屋外トイレの改修改築工事やテニスコート全16面のうち、未改修であった8面についても、砂入り人工芝の改修工事を実施、さらに、休止していた水泳場を廃止・解体し、大駐車場として慢性的な駐車場不足解消のために整備し、平成22年「ゆめ半島千葉国体」開催を皮切りに供用を開始しました。

しかし、その他の施設のほとんどは、建築後40年以上が経過し、老朽化が進んでおり、新たな仕様・標準に適合していないものや、高齢者・障害のある人への対応、多様化・高度化するスポーツ・レクリエーションニーズへの対応においても、多くの課題を抱えています。

特に、野球場・体育館・宿泊研修所については、耐震性に乏しく、県民が安全・安心して利用するためには、早期に耐震改修を実施する必要があります。

#### ② 取組の方向性

ア 耐震性の向上や老朽化した施設の機能の回復

イ 中核的スポーツ施設としての機能を果たす再整備（※P73、資料12を参照）

#### ③ 具体的な取組

ア 耐震性の向上や老朽化した施設の機能の回復

県民が安全・安心して利用できるよう耐震性の向上や老朽化した施設の機能回復に努め、今後、野球場・体育館等耐震性の乏しい施設については、千葉県耐震改修促進計画に基づく耐震補強及び大規模改修を実施する予定です。<sup>20)</sup>

また、その他の施設についても、老朽化や耐震等を考慮しながら効率的な整備を実施するため中長期的な計画を検討していきます。

イ 中核的スポーツ施設としての機能を果たす再整備

整備にあたり、中核的スポーツ施設として、国際大会をはじめ各種競技会等の開催が可能な施設への改修も併せて検討していきます。<sup>20)</sup>

陸上競技場メインスタンド

改修前



改修後



## ○県立学校体育施設開放の促進

### ① 現状と課題

県立学校体育施設開放事業は、広くスポーツの健全な普及、発展を図ることを目的に昭和47年から継続して実施しており、一つには、県民のスポーツ・レクリエーション活動の重要な活動基盤として、もう一つには、地域住民の交流を生むコミュニティースペースとして大きな役割を担ってきました。

平成22年度現在、本県における公立学校体育施設の開放状況は、高等学校では、77.2%、小学校では、99.6%、中学校では97.3%となっています。

数字だけを見ると、開放の推進は十分に進んでいると思われそうですが、運営面では、施設の管理、利用者のルールやマナーの欠如、また、利用している団体の既得権意識が強く、新規団体の利用が困難となっているなど様々な問題点を抱えています。

また、高等学校では、部活動での使用頻度が高いことや、開放施設や利用方法などの情報が地域住民へ十分に提供されていないことなどが、公立小中学校の開放に遅れを取っている原因として考えられます。学校は、スポーツ施設・設備はもとより、指導者、プログラム、図書・資料等のスポーツ資源が集積されており、生涯学習施設の拠点として、地域社会という基盤の上に成り立っています。その拠点施設を、教育活動に支障のない範囲で「貸す」・「借りる」という考え方から、「学校と地域が貴重な資源を共有する」という考え方へ、学校関係者や利用団体の意識の転換が必要であると考えられます。

### ② 取組の方向性

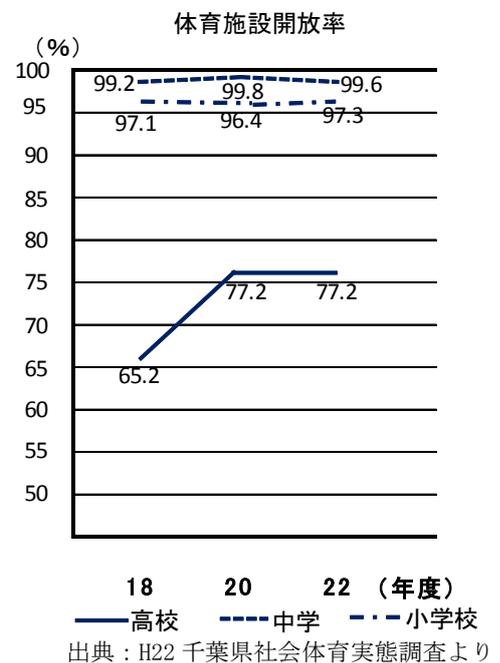
- ア 県立学校体育施設開放事業の拡充
- イ 地域スポーツクラブの拠点施設へ向けた取り組みの推進

### ③ 具体的な取組

- ア 県立学校体育施設開放事業の拡充  
県立学校体育施設開放実施要綱の見直しを図ることにより、「開放校が開放しやすく」「利用者相互が利用しやすい」環境を整備することにより開放を促進するとともに、地域スポーツの推進に努めます。

- イ 地域スポーツクラブの拠点施設へ向けた取り組みの推進

「学校と地域が貴重な資源を共有する」という考え方への意識の転換を目指し、教職員研修会等を通じて、理解を深めるとともに、地域を拠点とするスポーツクラブの活動の場となることを目指します。



### (3) システムづくりの推進

#### ○総合型地域スポーツクラブ設立・活動への支援

##### ① 現状と課題

県民のだれもが生涯にわたって豊かなスポーツライフを送るには、身近で利用しやすいスポーツ環境の整備が不可欠です。そのため県では、地域住民が主体的に運営し、地域の特性やニーズに応じて、住民の日常的なスポーツ活動の場となる総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の設立・活動支援事業を行っています。県では、総合型クラブの設立・育成を支援する「千葉県広域スポーツセンター」を千葉県教育庁体育課内に設置し、県体育協会と連携しながら、クラブマネジャーの養成をはじめ、ホームページや広報誌を活用した情報提供、また、創設準備中の総合型クラブや未設置の市町村への巡回指導訪問等に取り組んでいます。



＜平成23年度 クラブマネジャー養成講習会＞

平成24年3月末日現在で、県内には31の市町に66の総合型ク

ラブが設立し、地域のスポーツ活動、コミュニティーづくりの拠点として「いつでも・どこでも・だれとでも・いつまでも」という理念のもと、活発に活動しています。しかし、全ての県民へのスポーツ環境の整備という点において、まだまだ十分ではないのが実情です。

総合型クラブ設立・活動の課題として挙げられている「理念の共有」「クラブ運営に携わる人材の発掘」「活動の場となる拠点施設の整備」等を克服するために、県・市町村・学校・スポーツ関係団体等の連携のもと、新規総合型クラブの設立や既存総合型クラブのさらなる発展を支援していくことで、地域スポーツ環境の整備を推進していきます。

##### ② 取組の方向性

- ア 県民へのスポーツができる機会や場の啓発
- イ 総合型クラブの設立支援によるスポーツをする場の整備
- ウ スポーツ関係団体等の連携構築
- エ スポーツ情報を共有できるシステムの構築
- オ 総合型クラブ設立・活動支援助成事業等の情報提供

##### ③ 具体的な取組

- ア 県民へのスポーツができる機会や場の啓発

総合型クラブ設立の理念として、単にスポーツをする場としての機能だけでなく、スポーツをツールとし、そこに集う人々のコミュニティーづくりの場として

の機能を有することが含まれています。このような理念に基づき、地域の中で総合型クラブが活動していることを、様々な媒体を通して、県民に広く啓発活動を行います。

また、総合型クラブの活動や県内の社会体育施設、県立学校体育施設開放事業により体育施設の開放を行っている県立学校など、スポーツをする場に関する情報を提供することで、県民のスポーツ参加機会の向上を図ります。

#### イ 総合型クラブの設立支援によるスポーツをする場の整備

新規総合型クラブの設立に向けて、市町村生涯スポーツ担当部局や関係スポーツ団体との連携のもと、総合型クラブ設立希望団体への訪問を積極的に行います。

また、学識経験者やクラブ関係者の派遣、クラブ運営の中心となるクラブマネージャーの養成、指導者情報の提供などを通して、総合型クラブ設立支援を行います。

#### ウ スポーツ関係団体等の連携構築

情報交換会やスポーツ交流大会など、総合型クラブの交流会を開催することで、クラブ間のさらなる連携強化に向けた支援を行います。また、県内の総合型クラブの交流・発展を目的に、平成19年に設立した「千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」の活動を支援し、総合型クラブの活動の発展による地域スポーツ環境整備を推進します。さらに、国体選手など、優れた技能を持つアスリートと総合型クラブとの交流活動を推進することを足掛かりとして、トップスポーツと地域スポーツの好循環創出に関する研究を行います。

#### エ スポーツ情報を共有できるシステムの構築

情報収集はもとより、集めた情報の共有化を図るべく、県民をはじめ指導者、スポーツ関係団体等が総合型クラブやスポーツ関係団体等のイベント・定期活動など、タイムリーなスポーツ情報の収集、発信のためのシステムづくりを行います。また、県で養成した指導者や地域で活動する指導者のニーズとスポーツ関係団体等のニーズをつなぐための連絡調整機能を充実させていきます。

#### オ 総合型クラブ設立・活動支援助成事業等の情報提供

総合型クラブ設立・活動支援に関する助成事業や国の委託事業などの情報を、積極的に提供していきます。



<テニス教室（NPO 法人習志野イースタンスポーツクラブ）>



<親子で3 Body体操（流山おおたかスポーツコミュニティ）>

## ○地域における的確なスポーツ情報の収集と提供の充実

### ① 現状と課題

県では、ホームページに広域スポーツセンターコーナーを開設するなどして、総合型クラブの紹介や、スポーツ指導者養成講習会、スポーツイベント等の開催予定などの情報を提供しています。市町村においては、スポーツ施設の予約状況が一目でわかり、施設に行かなくてもインターネットにより簡単に予約できるシステムの導入や広報誌を活用してイベントの開催予定を掲載するなど、スポーツ情報の内容や提供方法は県や市町村によって様々です。

そこで、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で、県民のだれもがスポーツに参加しやすくなるよう、県民のスポーツに関するニーズや入手方法を踏まえ、スポーツイベントの開催情報やスポーツボランティアに関する情報、指導者やスタッフ等の人材情報、施設利用に関する情報等の提供、さらには、スポーツに関する相談等に応じることができるよう市町村やスポーツ関係団体と連携したスポーツ情報提供システムの構築が必要です。

また、インターネットのホームページを活用して情報を提供するには、情報の定期的な更新や質の高い最新情報を収集する必要があります。

### ② 取組の方向性

ア 効果的な情報提供を行うシステムの構築

イ ホームページや広報誌等の充実と情報の共有化、ネットワーク化

### ③ 具体的な取組

ア スポーツ情報提供システムの構築

県民が興味・関心を持ち、スポーツ活動に主体的に取り組めるよう、市町村やスポーツ関係団体等と連携したスポーツ情報提供システムの構築を目指します。ホームページ等でスポーツ情報の提供を行っている関係団体や市町村と連携し、的確でわかりやすいスポーツ情報の提供に努めます。

イ 県民の体力づくりへの支援

県民が安心して運動やスポーツを行い、健康の保持増進と体力向上が図れるようにすることを目的として、運動前のメディカルチェックや体力測定を実施し、運動指導や運動プログラムの作成等に役立つよう努めます。

ウ スポーツドクターの紹介

県民が生涯を通して楽しく運動やスポーツが実践できるようにすることを目的として、スポーツに関わる傷害等の早期発見や早期治療、予防の方法等についての相談窓口として県内の公認スポーツドクターを紹介できるよう関係団体等と連携し、情報提供システムづくりを検討します。

(公益法人日本体育協会公認スポーツドクターの活用など)

## ○スポーツ関係団体との連携・協働

### ① 現状と課題

社会状況の変化や多様化する県民のスポーツニーズに対応するには、体育・スポーツの推進に係る行政組織間の連携、スポーツ・レクリエーション活動や健康・体力づくり、競技力の向上などに取り組むスポーツ関係団体との連携・協働が不可欠です。

県は、平成22年4月に中長期的な県政運営の視点に立った県民の「暮らし満足度日本一」を基本理念とする「輝け！ちば元気プラン」千葉県総合計画を策定しました。それを受け、県の関係部局は部門別の実施計画を策定し、スポーツの推進として、地域スポーツ環境の整備、千葉の競技力の向上、「みるスポーツ」「するスポーツ」など、各種の施策を推進しています。

また、「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」では、市町村との連携・協力や部局の枠を超えた取り組みにより、多大な成果を上げることができました。

さらに、平成22年12月に千葉県体育・スポーツ振興条例が「県民の健康及び福祉の増進並びに活力ある地域社会の実現に寄与すること」を目的として策定され、県の責務、スポーツ関係団体等の役割、県民のスポーツ活動への参加促進のため市町村及びスポーツ関係団体等と連携することなどが定められています。

今後も、県民のスポーツ・レクリエーション活動を促す上で、体育・スポーツ関係団体の果たす役割は、極めて大きいものがあります。各関係団体の自主性を尊重しつつ、本県の体育・スポーツの推進施策を効果的・効率的に展開するため、関係部局の役割を明確にし、それぞれの特性を活かした横断的な地域スポーツの推進など、本県スポーツの一翼を担うスポーツ関係団体との相互の連携や協力など、一層の充実が必要です。

### ② 取組の方向性

ア 横断的なスポーツ推進体制の整備

イ スポーツ関係団体等の充実を図り、県民のスポーツライフへの支援

### ③ 具体的な取組

ア 横断的なスポーツ推進体制の整備

県民の健康・体力づくりやスポーツの推進に係る行政組織の連携・協力を一層促進するため、定期的な情報交換や会議の開催等を通して、それぞれの役割分担を踏まえた横断的なスポーツ推進体制を整備します。

イ スポーツ関係団体等の充実を図り、県民のスポーツライフへの支援

・県体育協会の充実と発展

県体育協会は、県内の各種アマチュア競技団体、地域体育団体、学校体育団体で組織される本県のスポーツを統括する団体です。また、「各種競技会の開催」「生涯スポーツ振興」「青少年スポーツ育成」「施設管理」など、広範囲にわたって事業を展開しており、本県のスポーツ推進の中核を担う団体です。そのため、各種事業の推進や事業成果の把握等が効率的に推進できる体制の整

備・充実を、市町村や関係団体と連携して支援します。

・千葉県スポーツ推進委員連合会の充実

本連合会は、スポーツ基本法に基づき、市町村教育委員会が委嘱するスポーツ推進委員等で組織される地域スポーツ推進の中核団体です。これまでの実技指導に加え、総合型クラブの創設・育成にあたっては、地域住民と行政とを結ぶコーディネーターとしての役割が期待されています。

そのため、研究大会等の開催を通してスポーツ推進委員の資質の向上と活動の活性化を図ります。また、スポーツ推進委員の活動の強化・充実を促すため、スポーツ推進委員の連合組織である千葉県スポーツ推進委員連合会の充実を図ります。

・学校体育団体の充実

千葉県小中学校体育連盟、千葉県高等学校体育連盟、千葉県高等学校野球連盟、千葉県特別支援学校体育連盟は、学校における体育・スポーツの推進を通して、児童生徒の心身の健全な育成と各競技種目の競技力の向上に取り組んでいます。今後も運動部活動を中心とした児童生徒のスポーツ環境の整備・充実を図るとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ人づくりの基盤整備、国による地域におけるトップレベル競技者の育成支援などの観点から、スポーツ推進委員や総合型クラブ等と機能的に連携し、外部指導者の活用など相互の連携・機能充実を図ります。

・千葉県レクリエーション協会の充実

本協会は、レクリエーションの総合的な普及・推進に努め、県民の心身の健全な発達と明るく豊かな社会生活づくりに取り組んでいます。多様化する県民のスポーツニーズに対応できるようニュースポーツ<sup>2)</sup>などの指導者の育成を検討するなど、今後も、スポーツ・レクリエーション関係団体と連携を図りながら、スポーツ・レクリエーション普及のため指導者の育成や資質向上など活動の充実を図ります。

・千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会

障害のある人のスポーツ・レクリエーションの普及・推進を担う千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会に対して、関係競技団体と連携のもと、指導者の養成や競技会の運営を支援します。

## ○スポーツ推進のための財政基盤の確立

### ① 現状と課題

スポーツ施設の整備・充実をはじめ競技力向上対策事業の推進、大規模スポーツイベントの開催、総合型クラブの育成・支援など、本計画に掲げる各種施策を推進するためには、独自の財源確保をはじめとする財政基盤の確立が不可欠です。

県では、各会場使用料など、個人がスポーツを行うための直接的な経費については、受益者負担を原則としていますが、その活動が社会的な利益を生み出すものについては、予算措置以外にも国やスポーツ振興くじ（t o t o）の補助金を活用するなど、多様な財源確保に取り組んでいます。

また、千葉県スポーツ振興基金は、本県の生涯スポーツ及び競技スポーツの振興を図ることを目的とし、県内のスポーツ団体、市町村、総合型クラブが行うスポーツ振興活動への経済的支援を行っています。平成23年3月11日の東日本大震災に際しては、スポーツ振興基金を活用して、有名スポーツ選手やスポーツを通じて、本県で被災された方々に勇気・元気を与える一助となるイベント等を開催する市町、総合型クラブ、スポーツ団体への助成を行い、スポーツの推進に貢献してきました。

今後も地域スポーツの推進の拠点となる総合型クラブへの活動支援、スポーツ関係団体、市町村への助成など、県民のスポーツ推進に寄与するために、東日本大震災からの復旧・復興や県民の高齢化、経済的な不況等の中にあって、本計画に掲げる施策を長期的・安定的に推進するには、県と市町村、さらには民間が、それぞれの役割を踏まえ所用の財政上の措置を講じていく必要があります。

## ② 取組の方向性

- ア 財源確保に向けた具体的な取り組みの検討
- イ 助成事業等の積極的な活用
- ウ 効果的な施策の実施と市町村の取り組みの促進

## ③ 具体的な取組

- ア 財源確保に向けた具体的な取り組みの検討

スポーツ振興基金への県及び市町村の出損金の交付再開について検討、民間募金等の拡充、税制寄附優遇を背景とした募金活動など、今後の造成計画を策定します。また、今後の造成に向けた取り組み、官民が一体となったスポーツ振興に対する取り組みを行います。

- イ 助成事業等の積極的な活用

スポーツ振興くじ（t o t o）の助成事業をはじめ、公益財団法人千葉県教育振興財団が行う各種支援事業等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関やスポーツ関係団体へ提供し、積極的な活用を促進します。

- ウ 効果的な施策の実施と市町村の取り組みの促進

限られた予算を最大限有効に活用するため、施策の選択と集中を行うとともに、コスト削減に取り組み、効果的な施策の実施を図ります。また、県と市町村の役割分担のもと、スポーツ振興のための財政基盤の確立に向けた市町村の取り組みを促進します。



出典：公益財団法人千葉県教育振興財団提供